

第2章 交通安全推進隊に関する事務手続き

*提出先は全て、活動地域の市町村を担当する県の窓口（最終ページ）になります。

1 定期的に報告が必要なもの

活動計画表・活動報告表の提出（毎年9月末まで）

提出書類	① 当年度 交通安全推進隊 活動計画表 [第3号様式] ② 前年度 交通安全推進隊 活動結果表 [第4号様式]
注意事項	<u>*活動計画表、活動結果表を提出されない場合は、交通安全推進隊としての登録を取り消す場合がありますので、ご注意ください。</u> ・活動計画表の作成にあたり、活動内容等に関するご相談がありましたら、県の窓口や市町村にお問い合わせください。

2 事由が発生した都度行うもの

(1) 隊員の追加・交代・活動終了（毎月15日まで）

隊員を新たに登録する場合や、活動を終了する隊員がいる場合。

提出書類	① 交通安全推進隊 登録事項変更等届出書 [第5号様式] ② 交通安全推進隊 応募用紙（隊員名簿）[第1号様式]
提出先	それぞれの市町村を担当する県の窓口（最終ページ参照）
注意事項	<u>*隊員の追加・交代は、翌月の1日からになります。</u> 提出期限までに書類が届かなかった場合は、登録時期が1か月先に延びますのでご注意ください。 ・活動を終了する隊員がいる場合は、その方の「登録証」を一緒に返却してくださるようお願いいたします。 ・その他の届出事項がある場合は、「登録事項変更等届出書」の該当する欄に併せて記入して提出してください。

(2) 登録内容の変更・訂正

初めに届出した住所等の登録事項に変更や誤りがある場合。

提出書類	交通安全推進隊 登録事項変更等届出書 [第5号様式]
注意事項	・「2 登録内容の変更・訂正」の欄に必要事項を記入してください。 ・隊員の氏名に変更や誤りがあった場合は、新しい「登録証」を交付しますので、お手元にある「登録証」を返却してくださるようお願いいたします。

	・その他の届出事項がある場合は、「登録事項変更等届出書」の該当する欄に併せて記入して提出してください。
--	---

(3) 代表者の変更

年度替わりや転居などで、交通安全推進隊の代表者が交代する場合。

提出書類	交通安全推進隊 登録事項変更等届出書 [第5号様式]
提出期限	・「3 代表者の変更」の欄に必要事項を記入してください。 (新しく代表者となる方の隊員登録がお済みでない場合は、前ページ「2 (1) 隊員の追加」の届出も必要になります。) ・その他の届出事項がある場合は、「登録事項変更等届出書」の該当する欄に併せて記入して提出してください。

(4) 隊の登録辞退

交通安全推進隊としての活動を停止、終了する場合。

個人で活動されていた方が活動を終了する場合も「隊の登録辞退」になります。

提出書類	交通安全推進隊 登録事項変更等届出書 [第5号様式]
提出先	それぞれの市町村を担当する県の窓口 (最終ページ参照)
提出期限	・届出書の「4 隊の登録辞退」の欄に必要事項を記入してください。 ・隊員の登録証、蛍光ベスト、横断旗を併せて返却して下さるようお願いいたします。

3 登録証、帽子、横断旗などの返却・交換・再交付について

- (1) 活動期間の途中で活動を止める場合 (交代する場合も含む。) は、届出と併せて「登録証」をすみやかに返却してください。「帽子」は各自処分してください。
- (2) 「蛍光ベスト」と「横断旗」は貸与品ですので、活動を止めた場合や交換する場合は、必ず返却してください。また、「横断旗」は数量に限りがありますので、隊員が減った場合は一部返却していただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 活動の継続により、「帽子」「蛍光ベスト」「横断旗」が汚損、破損した場合は、新しいものと交換しますのでお申し出ください。なお、在庫の状況により交換できない場合があります。